

こおりやま食のブランド推進協議会販売促進活動助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市産農林水産物等のブランド力向上及び消費拡大を図ることを目的とし、市内外で開催されるイベント等において販売促進活動を行う会員に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる経費及び助成額)

第2条 助成対象経費及び助成額等は別表に定める。ただし、当該事業の助成は、事業年度内において1会員につき1回までとする。

2 第1項の規定に関わらず、同一年度内の同一販売促進活動につき、公的機関等から補助を受けている場合は、助成対象としない。

(助成の対象となる会員)

第3条 助成金の交付を受けられる会員は、こおりやま食のブランド推進協議会規約第4条第2項に規定する1号会員とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付申請は、助成金交付申請書(第1号様式)に必要な資料等を添付し、こおりやま食のブランド推進協議会の会長(以下「会長」という。)あて提出するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 会長は、助成金の交付を決定したときは、前払いの方法により助成金を交付することができるものとする。

(事業実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに事業実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添付して、助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに行うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた者が事業の一部若しくは全部を中止したとき、又は助成金を交付対象事業以外に使用したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の場合において、会長は当該取消しに係る部分に関して、助成金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

別表

助成対象経費	助成額
旅費、出店料、報償費、マネキン代、自動車借上料、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費	定額 助成額の上限は、1 出店あたり 15 千円を上限とする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

こおりやま食のブランド推進協議会 会長 様

住 所

申請人 団体名

氏 名

印

助 成 金 交 付 申 請 書

次の事業について、助成金の交付を受けたいので、こおりやま食のブランド推進協議会
販売促進活動助成金交付要領第4条の規定により申請します。

助成事業等の名称				
総 事 業 費				円
助成金交付申請額				円
事 業 の 目 的				
事 業 の 内 容				
イベント開催予定日	開始日	令和 年 月 日	完了日	令和 年 月 日
添 付 書 類				
摘 要				

食ブラ協第 号

住 所

団体名

氏 名

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで提出された助成金交付申請に対し、次のとおり助成金を交付することに決定したので、こおりやま食のブランド推進協議会販売促進活動助成金交付要領第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

こおりやま食のブランド推進協議会
会 長

助成事業等の名称	
助成金の交付額	円
助成の条件	1 助成金の交付方法 2 助成金交付予定時期 令和 年 月 3 必ず、協議会が指定する方法でのPR活動を行うこと。
摘 要	

令和 年 月 日

こおりやま食のブランド推進協議会 会長 様

住 所

申請人 団体名

氏 名

印

助 成 金 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 食ブラ協第 号による助成金交付決定通知に係る事業等が完了したので、こおりやま食のブランド推進協議会販売促進活動助成金交付要領第7条の規定によりその成果を次のとおり報告します。

助成事業等の名称										
総 事 業 費					円					
助 成 金 の 額					円					
イベント開催日	開始日	令和	年	月	日	完了日	令和	年	月	日
助成事業の成果										
添 付 書 類	事業内容が分かる書類（写真等）									